



# 『業務開発センター』への一方的発令を許すな

85.8.13

No. 2014

国鉄千葉動力車労働組合  
(鉄電)二九三五六・(公衆)〇四七二(22)七二〇七  
千葉市要町二一八(動力車会館)

## “団交事案ではない”…と交渉を拒否する当局を弾劾し、『申第26号』をもって団交で追及

当局は「過員活用の一環」と称し、「業務開発センター」を設置するとともに、八月一日に職制を配置し、一六日以降、一方的に職員の配置を強行しようとしている。動労千葉は直ちに「申第26号」をもって解説を要求し、八月十二日の団体交渉において、当局の不正当性について厳しい追及を行った。

### 当局提案の内容

当局は「要員のより効果的な活用を図る観点から、增收・経費節減・職能訓練等の各種施策を総合的・集中的に実施する体制の整備を図るため」と称し、「業務開発センター」の設置を提案してきた。内容は次の通りである。

1. 設置時期 昭和60年8月1日
2. 組織・体制等
  - (1) 設置箇所及び名称は、当面次のとおりとする。

系統	設置駅・区	名 称
営業	西船橋駅	西船橋業務開発センター
運転	幕張電車区	幕張電車区
施設	千葉保線区	千葉保線区
電気	千葉信号通信区	千葉信号通信区
3. 体制
  - (2) 助役(セントラル長・担当助役)及び一般職員(開発員)で構成する。
  - (3) 勤務種別
    - 原則として日勤(現業)勤務とする。
    - 主な業務内容
      - (1) 要員の有効活用に関する業務
      - (2) その他指示する業務

### 当局の強硬姿勢を許すな

提案は所要員と「過員」を区分けしたうえで、「過員」を「業務開発センター」にぶち込み、「有効活用」と称して当局の都合のいいようにこき使おうとするものであり、しかも、勤務地、業務の変更等、労働条件の変更を伴う重大な内容であるにもかかわらず、当局は「団交事案ではない」と交渉を拒否し、八月十六日にも「業務命令」を

十万人首切りの突破口の攻撃を許すな

当局の「業務開発センター」設置の狙いは、「六二年四月の分割・民営化」と、それまでに十万人の首を切るために実施するのである。

動労千葉は当局の不正な姿勢を厳しく追及し、一方的の発令を断じて許さぬ決意を明らかにして団交渉を打ち切った。